

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案	現 行
（証券専門会社等の業務等） 第四条の三（略） 2~4（略）	（証券専門会社等の業務等） 第四条の三（略） 2~4（略）
5 法第十三条の一第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一~七（略）	5 法第十三条の一第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一~七（略）
八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十二号） 第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社 九（略） 6~10（略）	（新設） 八（略） 6~10（略）